

1 特例貸付における緊急小口資金及び総合支援資金（初回・再貸付）の受付期間の延長について

受付期間が令和3年6月末日から令和3年8月末日まで延長となりました。

2 特例貸付における総合支援資金（延長貸付）について

令和3年3月末日までに特例貸付における総合支援資金の初回貸付を申請した世帯をもって終了になります。令和3年4月以降に総合支援資金の初回貸付を申請した世帯は延長貸付の対象になりません。

（参考）特例貸付における緊急小口資金及び総合支援資金の償還免除について

詳細につきましては、下記、神奈川県社会福祉協議会ホームページをご参照下さい。
http://www.knsyk.jp/s/shiru/kashitsuke_kinkyu_corona.html#a03

問い合わせ

神奈川県社会福祉協議会	生活支援担当	045-311-1426
伊勢原市社会福祉協議会	相談支援係	0463-94-9600